

大和大学白鳳短期大学部定期試験に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大和大学白鳳短期大学部学則（以下「学則」という。）第34条にもとづいて実施する試験に関し、必要な事項を定める。

(定期試験)

第2条 定期試験は、学期毎に実施する試験であって、前期に実施するものを前期試験、後期に実施するものを後期試験とする。

(試験日)

第3条 各授業科目の試験日は原則として、学年暦において定めた定期試験期間内とする。

(試験の告知)

第4条 定期試験の科目、時間割、教室方法等の試験の概要や実施上の注意事項については、試験開始のおおむね2週間前に掲示により学生に告知する。

(試験の実施)

第5条 試験は、授業科目毎に定期試験を実施し、事情により追試験もしくは再試験を実施することがある。

(追試験)

第6条 追試験は、別表1に定めるやむを得ない理由により、第2条の定期試験を受験できなかった者を対象に実施する試験であって、前期に実施するものを前期追試験、後期に実施するものを後期追試験とする。

2 追試験の受験結果は、該当する授業科目の定期試験の成績とする。

3 追試験の受験申請は、当該科目の定期試験実施日より前に、「追試験願」に不受験理由毎に別表1に定める書類を添えて各専攻の担当者に提出して行わなければならない。ただし、専攻長または専攻科長が特別な事情があると認めた場合には、当該科目の定期試験実施日を含む3日後までの申請を認める。

4 追試験の試験時期、試験方法については、各専攻で定める。

(再試験)

第6条 再試験は、授業科目の担当教員が必要と認めた場合に実施し、定期試験または追試験の受験結果に応じ、受験資格者に該当する者を対象とする。

2 再試験の受験資格者は、再試験の対象科目の定期試験または追試験の成績評価が「不可」で、当該授業期間を3分の2以上出席した者とする。

3 再試験の実施は一度のみとする。

4 再試験の受験結果から判定される当該科目の成績評価は、「可」または「不可」とする。

5 再試験の受験申請は、再試験受験手続期間に「再試験願」に再試験料振込領収書を貼付し事務局に提出して行わなければならない。

6 再試験の試験時期、試験方法については、各専攻で定める。

(手数料)

第7条 再試験を受験する場合は、手数料を納付しなければならない。

2 手数料は1科目につき2,000円とし、指定された金融機関で振込後、その領収書を前条第5項に示す方法で提出する。

(試験時間等)

第8条 定期試験の試験時間は原則として60分とする。ただし、授業科目担当者が必要と認めた場合については、試験時間を問題・解答用紙の配布および回収を含めて最大90分とすることができる。

2 前項に規定する定期試験は、通常の授業時間帯に準じる。

(試験方法)

第9条 定期試験は、筆記によるものとする。ただし、レポートをもってこれに代える場合がある。

2 前項のレポートについては、その作成要領を別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、実験、実習、実技、演習および卒業研究等の科目については、実験および実習の成果物、実技試験または卒業論文等の提出をもって定期試験に代えることができる。

(受験資格)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該授業科目の受験資格を失う。

- 一 その授業科目の履修登録していない者
- 二 延納願の提出がない納付金未納者
- 三 休学中の者
- 四 停学または謹慎処分中の者
- 五 欠席日数が当該科目の全授業回数の3分の1を超過する者
- 六 試験開始後20分を超えて遅刻した者
- 七 学生証を携帯していない者
- 八 試験監督者の指示に従わない者
- 九 当該授業科目の試験において不正行為を行った者

2 前項第七号に該当する者に対して、「仮学生証」による受験を認める。

3 「仮学生証」の交付を受けようとする者は、「仮学生証発行願」に専攻の担当教員の許可を得た後、その願書に手数料500円を添えて事務局で交付の手続きを行う。

4 「仮学生証」は発行当日のみ有効である。当日の試験終了後、事務局に返却しなければならない。

(受験者の義務)

第11条 受験者は試験中、次の各号に定める事項を厳守しなければならない。

- 一 試験監督者の指示に従うこと。
- 二 座席が指定されている場合、それに従って着席すること。
- 三 学生証を、顔写真印刷面を上にして通路側の机の上に提示すること。
- 四 携帯電話・スマートフォンは電源を切り、かばんの中に入れること。

五 机には筆記用具など試験に必要なものだけを置き、それ以外のものはすべてかばんの中に入れてその口を閉めておくこと。

六 前条第1項第六号に規定する試験開始後20分を超えた場合、試験室への入室は認めない。

七 試験開始後は試験終了まで、試験場から退室することはできない。また、一度退出すると当該試験時間中の再入室は認めない。

八 答案には、白紙、または棄権の場合でも学籍番号や氏名等をもれなく記入し、必ず提出しなければならない。

九 第12条に規定する不正行為もしくは不正行為と紛らわしい行為をしないこと。
(不正行為の種類)

第12条 定期試験における不正行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 指定された図書・ノート以外のものを見ていた場合
- 二 他人の答案を見たり、他人に答案を見せたりした場合
- 三 私語をした場合
- 四 許可なく席を離れた場合
- 五 机などに書き込みをした場合
- 六 代人受験をした場合
- 七 許可なく物品の貸し借りをした場合
- 八 その他、監督者の注意に従わず、受験態度が悪いとみなされた場合

(不正行為の認定)

第13条 定期試験における不正行為は、試験監督者が確認して判断する。

(不正行為の取扱)

第14条 定期試験において不正行為を行った学生は、学則第19条にもとづき、懲戒処分とする場合がある。

2 前項の学生については、当該試験科目あるいは当該学期定期試験の全受験科目を無効とし、成績評価を「不可」とする場合がある。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 追試験に該当する事項

不受験の理由	必要な証明および届出の内容
本人の病気（出席停止）	医師の診断書*
忌引き（配偶者および2親等内の親族）	死亡に関する公的証明書または会葬礼状（死亡日から起算して配偶者および1親等は日祝日を含め7日以内、2親等は日祝日を含め5日以内を適用期間とする）
災害	被災証明書
教育実習・臨地実習	教育実習・臨地実習に関する不受験届
時刻表にもとづき運行される公共交通機関の延着	20分を超える延着時間が記載された交通機関の延着証明
その他やむをえない事由	届出に対し大学協議会で判断する

*学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症に罹患したことを証すもの。

大和大学白鳳短期大学部レポート作成要領

この要領は、レポートの作成に関する注意事項をまとめたものであり、レポートを作成する場合には、厳守すること。

なお、授業担当教員が別途指示する場合には、その指示によること。

- 1 レポートは、授業担当教員の指示する方法により作成、提出すること。
- 2 提出するレポートには、次のことを必ず記載すること。
 - ① 提出日
 - ② レポートの題目
 - ③ 授業科目名、授業担当教員氏名、開講期、開講曜日・時限
 - ④ 提出者の専攻・専攻科名等、学籍番号、氏名
- 3 他人の著作物及びインターネット等から情報等を参照・引用する場合には、盗用又は剽窃とみなされることがあるので、必ず参照・引用部分及び出典を明らかにすること。
- 4 提出締切日、提出締切時刻に遅れたレポートは受け付けない。ただし、大和大学白鳳短期大学部定期試験に関する規程（以下「規程」という。）第6条別表1に示す事項に該当する事由により、提出締切時刻に間に合わない場合は、授業担当教員に申し出て指示を受けること。
- 5 以下の行為は、不正行為とみなし、規程第14条の規定を適用する。
 - ・レポートの作成に当たり、盗用又は剽窃をすること。
 - ・他人が作成したレポートを自分のものとして提出すること。
 - ・他人の代わりにレポートを作成すること。
 - ・その他授業担当教員が不正と認めるようなレポートを作成すること。